改正個人情報保護法における委任規定について

- 1 条例で規定しなければならない事項
- (1) 開示等請求における手数料(法第89条第2項)

法第八十九条

2 地方公共団体の機関に対し<u>開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない</u>。

(2) 行政機関匿名加工情報の利用に関する契約における手数料(法第119条第3 項及び第4項)

- 第百十九条 第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する 契約を行政機関の長と締結する者は、政令で定めるところにより、実費を勘案 して政令で定める額の手数料を納めなければならない。
- 2 前条第二項において準用する第百十五条の規定により行政機関等匿名加工 情報の利用に関する契約を行政機関の長と締結する者は、政令で定めるところ により、前項の政令で定める額を参酌して政令で定める額の手数料を納めなけ ればならない。
- 3 第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を<u>地</u>方公共団体の機関と締結する者は、条例で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならない。
- 4 前条第二項において準用する第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を<u>地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定めるところにより、前項の政令で定める額を参酌して政令で定める額を標準として</u>条例で定める額の手数料を納めなければならない。

※第3項

・ 行政機関等匿名加工情報が作成されていない個人情報ファイルの行政機関 匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者

※第4項

- ・ 既に作成された行政機関等匿名加工情報の利用に係る契約を締結していな い者が、当該匿名加工情報を利用する場合
- ・ 既に当該匿名加工情報の利用に係る契約を締結した者が、当初の利用目的 等を変更する場合

2 条例で規定することが許容されている事項

(1)「要配慮個人情報」の内容(法第60条第5項)

第六十条

5 この章において「条例要配慮個人情報」とは、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報(要配慮個人情報を除く。)のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

※「要配慮個人情報」(法第2条第3項)

・ 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った 事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないように その取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個 人情報

(2) 個人情報取扱事務登録簿の作成・公表に係る事項(法第75条第5項)

第七十五条 行政機関の長等は、政令で定めるところにより、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ前条第一項第一号から第七号まで、第九号及び第十号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した帳簿(以下この章において「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。

$2 \sim 4$ (略)

5 前各項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではない。

※個人情報ファイル(法第60条第2項)

・ 保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成する ために特定の保有個人情報を検索することができるように体系的に構成した もの

※個人情報ファイル簿(法第75条第1項)

・ 「個人情報ファイル」の名称、利用目的、記録項目等をまとめた帳簿

※個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿(法第75条第5項)

- ・ 本県においては、現行条例第13条の「個人情報取扱事務登録簿」が該当 する。
- ・ 地方公共団体では、国より先んじて個人情報保護体制を確立してきた経緯 から、「個人情報ファイル簿」ではなく、団体独自の「個人情報取扱事務等録 簿」で個人情報の取得状況を管理してきた。

(3) 開示等における不開示情報の範囲(第78条第2項)

第七十八条 行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有 個人情報に次の各号に掲げる情報(以下この節において「不開示情報」という。) のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報 を開示しなければならない。

一~七 (略)

2 <u>地方公共団体の機関</u>又は地方独立行政法人について<u>の前項の規定の適用については、</u>同項中「掲げる情報(」とあるのは、「掲げる情報(情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものを除く。) 又は行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報に準ずる情報であって情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるもの(」とする。

(法第78条第2項による読み替え後)

第七十八条 行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報 (情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものを除く。)又は行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報に準ずる情報であって情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるもの(以下この節において「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

※条例で開示情報にできる情報(前段部分)

情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるもの

※条例で不開示情報にできる情報(後段部分)

行政機関情報公開法第5条(行政文書の開示義務)に規定する不開示情報に 準ずる情報であって情報公開条例において開示しないこととされているものの うち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるも のとして条例で定めるもの

(4) 開示請求等の手続(法第107条第2項及び第108条)

第百七条

2 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは 利用停止請求に係る不作為についての審査請求については、政令(<u>地方公共団体の機関又は地方独立行政法人にあっては、</u>条例)で定めるところにより、行政不服審査法第四条の規定の特例を設けることができる。

※ 行政不服審査法第4条(審査請求すべき行政庁)

審査請求は、処分庁等に上級庁がない場合は、当該処分庁等に行う。処分庁 等に上級庁がある場合は、最上級庁に行う。

(例) 処分庁が県知事の場合は、審査請求先も県知事(上級庁なし) 処分庁が県警察本部長の場合は、審査請求先は県公安委員会(上級庁)

第百八条 この節の規定は、地方公共団体が、<u>保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手続並びに審査請求の手続に関する事項について</u>、この節の規定に反しない限り、<mark>条例で必要な規定を定めること</mark>を妨げるものではない。

※ この節の規定

第5章第4節の<u>開示</u>(法第76条~第89条)、<u>訂正</u>(法第90条~第97条)、 利用停止(法第98条~第103条)、<u>審査請求</u>(法第104条~107条)、 条例との関係(法第108条)を指す。

(5) 審査会への諮問(法第105条第3項)

第百五条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若 しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査 請求に対する裁決をすべき行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当する 場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会(審査請求に対する裁決をすべき 行政機関の長等が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査 会)に諮問しなければならない。

一~四 (略)

- 2 (略)
- 3 前二項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人について準用する。この場合において、第一項中「情報公開・個人情報保護審査会(審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会)」とあるのは、「行政不服審査法第八十一条第一項又は第二項の機関」と読み替えるものとする

(法第105条第3項による読み替え後)

第百五条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若 しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査 請求に対する裁決をすべき行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当する 場合を除き、行政不服審査法第八十一条第一項又は第二項の機関に諮問しなけ ればならない。

※ 行政不服審査法第81条第1項又は第2項の機関

【行政不服審査法】

- 第八十一条 <u>地方公共団体に、執行機関の附属機関として、この法律の規定に</u>よりその権限に属させられた事項を処理するための機関を置く。
- 2 前項の規定にかかわらず、地方公共団体は、当該地方公共団体における不 服申立ての状況等に鑑み同項の機関を置くことが不適当又は困難であると きは、条例で定めるところにより、事件ごとに、執行機関の附属機関として、 この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するための機関 を置くこととすることができる。
- 3 (略)
- 4 前三項に定めるもののほか、第一項又は第二項の機関の組織及び運営に関 <u>し必要な事項は、当該機関を置く地方公共団体の条例</u>(地方自治法第二百五 十二条の七第一項の規定により共同設置する機関にあっては、同項の規約) で定める。

(6)個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要と認めるときの審議会等への諮問(法第129条)

第百二十九条 地方公共団体の機関は、<mark>条例で定めるところにより、</mark>第三章第三節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。

※ 第3章第3節の施策(地方公共団体の施策)

地方公共団体の機関等が保有する個人情報の保護(法第12条)、区域内の事業者への支援(法第13条)、苦情の処理のあっせん等(法第14条)。

3 その他の規定

・ 単なる内部手続に関する規律にすぎない事項など、改正法の趣旨である<u>個人情</u>報保護やデータ流通に直接影響を与えない事項については、条例で独自の規定を置くことができる。(国ガイドライン)